

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年5月26日(2005.5.26)

【公表番号】特表2003-534039(P2003-534039A)

【公表日】平成15年11月18日(2003.11.18)

【出願番号】特願2001-572158(P2001-572158)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 B 1/303

A 6 1 B 1/307

A 6 1 B 1/31

A 6 1 B 19/00

A 6 1 M 5/14

G 0 2 B 23/24

【F I】

A 6 1 B 1/30

A 6 1 B 19/00 5 0 2

A 6 1 B 19/00 5 0 6

A 6 1 M 5/14 Z

G 0 2 B 23/24 A

【手続補正書】

【提出日】平成15年8月6日(2003.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

組織を拡張して視認する外科用器具であって、近位端部及び遠位端部を備えていて、外科医によって保持されるような寸法形状の取っ手と、近位端部、閉鎖された遠位端部及び近位端部と遠位端部との間に延びる長手方向軸線を備えたルーメンを有する挿入プローブとを有し、挿入プローブの近位端部は、取っ手の遠位端部に連結されていて、針を挿通させてルーメン内に受け入れるような寸法の開口部を有し、前記外科用器具は、前記挿入プローブ内に設けられた複数の窓を有し、窓は、長手方向軸線の長さに沿って延びていて、組織が窓から出て挿入プローブのルーメン内へ入ることができるようにするのに十分な寸法の開口部を有していることを特徴とする外科用器具。

【請求項2】

取っ手は、挿入プローブの近位側に設けられたレンズを有していることを特徴とする請求項1記載の外科用器具。

【請求項3】

レンズは、挿入プローブの近位端部の開口部の直径にほぼ等しい直径を有していることを特徴とする請求項2記載の外科用器具。

【請求項4】

窓のうち少なくとも1つは、挿入プローブの近位端部まで延びていることを特徴とする請求項する記載の外科用器具。

【請求項5】

遠位端部は、レンズで閉鎖されていることを特徴とする請求項1記載の外科用器具。

【請求項6】

窓のうち少なくとも 1 つは、プローブの近位端部からプローブの遠位端部までの距離の少なくとも 3 / 4 にわたって延びていることを特徴とする請求項 1 記載の外科用器具。

【請求項 7】

複数の窓は、ストラットによって 2 つの窓に分割される単一の窓から成ることを特徴とする請求項 1 記載の外科用器具。

【請求項 8】

尿道を視認して腹圧性尿失禁を治療する器具であって、レンズを保持するよう構成された取付け部を備える取っ手と、取っ手に連結された挿入プローブとを有し、挿入プローブは、近位端部、尿道に嵌まるよう寸法決めされた遠位側の細長い先端部、及び挿入プローブを通って近位端部から遠位側の細長い先端部まで延びるルーメンを有し、挿入プローブは、近位端部の遠位側に設けられていて、ルーメンを介して尿道の長手方向部分の視覚化を容易にするよう遠位側の細長い先端部の少なくとも一部に沿って長手方向に延びる複数の視認窓を有し、前記器具は、挿入プローブの近位端部のところに設けられた開口部を有し、開口部は、針を開口部中に挿入して挿入プローブの視認窓のうちの 1 つから出しやすいようにするよう寸法決めされていることを特徴とする器具。

【請求項 9】

挿入プローブは、遠位側の細長い先端部の近くに位置する幅の広くなったネック部分を更に有し、ルーメンは、断面積が幅の広くなったネック部分内で増大していることを特徴とする請求項 8 記載の器具。

【請求項 10】

遠位側の細長い先端部は、全体として管状であり、幅の広くなったネック部分は、曲線状フレア部を有していることを特徴とする請求項 9 記載の器具。

【請求項 11】

視認窓は、遠位側の細長い先端部の少なくとも一方の側部上に形成されていることを特徴とする請求項 8 記載の器具。

【請求項 12】

遠位側の細長い先端部は、全体として管状の形をしており、管状の一方の側部の細長い部分は、開放領域を形成するよう除去され、遠位側の細長い先端部は、複数の視認窓を形成するよう開放領域内で細長い部分の長さにわたって延びる 1 対の互いに間隔を置いたストラットを更に有していることを特徴とする請求項 8 記載の器具。

【請求項 13】

視認窓は、第 1 の視認窓と、遠位側の細長い先端部の少なくとも一部に沿って長手方向に延びていて、ルーメンを介して尿道の長手方向部分を視覚化する第 2 の視認窓とから成ることを特徴とする請求項 8 記載の器具。

【請求項 14】

視認窓は、遠位側の細長い先端部の少なくとも一部に沿って長手方向に延びていて、ルーメンを介して尿道の長手方向部分を視覚化する第 3 の視認窓を更に有していることを特徴とする請求項 13 記載の器具。

【請求項 15】

取付け部は、レンズを挿入プローブの近位側に保持するよう構成されていることを特徴とする請求項 8 記載の器具。

【請求項 16】

取付け部は、直径の寸法が挿入プローブの近位端部の直径にほぼ等しいレンズを有していることを特徴とする請求項 8 記載の器具。

【請求項 17】

視認窓は、挿入プローブの近位端部まで延びていることを特徴とする請求項 8 記載の器具。

【請求項 18】

複数の視認窓は、少なくとも 1 つのストラットによって 2 つの窓に分離された単一の窓から成ることを特徴とする請求項 8 記載の器具。

【請求項 19】

挿入プローブの遠位側の細長い先端部の遠位端部は、レンズで閉鎖されていることを特徴とする請求項 8 記載の器具。

【請求項 20】

挿入プローブは、遠位側の細長い先端部の近くに位置する幅の広くなったネック部分を更に有し、ルーメンは、断面積が幅の広くなったネック部分内で増大し、遠位側の細長い先端部は、全体として管状であり、幅の広くなったネック部分は、曲線状フレア部を有し、幅の広くなったネック部分の表面は、遠位側の細長い先端部の表面よりも急な角度で半径方向外方に延びていることを特徴とする請求項 8 記載の器具。

【請求項 21】

遠位側の細長い先端部は、全体として管状であり、管の一方の側部の細長い部分は、視認窓を形成するよう除去され、遠位側の細長い先端部は、視認窓内において細長い部分の長さにわたって延びる 1 対の互いに間隔を置いたストラットを更に有し、遠位側の細長い先端部は、近位側の曲線状フレア部分及び遠位側の実質的に円錐形部分を有し、細長い部分は、近位側の曲線状フレア部分と遠位側の実質的に円筒形部分の両方の中へ延びていることを特徴とする請求項 8 記載の器具。

【請求項 22】

組織を拡張して視認する外科用器具であって、近位端部及び遠位端部を備えていて、外科医によって保持されるような寸法形状の取っ手と、近位端部、第 1 のレンズで閉鎖された遠位端部及び近位端部と遠位端部との間に延びる長手方向軸線を備えたルーメンを有する挿入プローブとを有し、挿入プローブの近位端部は、取っ手の遠位端部に連結されていて、針を挿通させてルーメン内に受け入れるような寸法の開口部を有し、前記外科用器具は、前記挿入プローブ内に設けられた少なくとも 1 つの窓を有し、少なくとも 1 つの窓は、長手方向軸線の長さに沿って延びていて、組織が窓から出て挿入プローブのルーメン内へ入ることができるようにするために十分な寸法の開口部を有していることを特徴とする外科用器具。

【請求項 23】

取っ手は、挿入プローブの近位側に設けられた第 2 のレンズを有していることを特徴とする請求項 22 記載の外科用器具。

【請求項 24】

第 2 のレンズは、挿入プローブの近位端部のところの開口部の直径にほぼ等しい直径を有していることを特徴とする請求項 23 記載の外科用器具。

【請求項 25】

少なくとも 1 つの窓は、挿入プローブの近位端部まで延びていることを特徴とする請求項 22 記載の外科用器具。

【請求項 26】

少なくとも 1 つの窓は、プローブの近位端部からプローブの遠位端部までの距離の少なくとも 3 / 4 にわたって延びていることを特徴とする請求項 22 記載の外科用器具。

【請求項 27】

窓は、複数の窓を形成するよう少なくとも 1 つのストラットによって分離されていることを特徴とする請求項 22 記載の外科用器具。